

令和2年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程（第1日目）

令和2年12月8日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（4名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第79号 財産の処分について
- 第4 議案第73号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）について
- 第5 議案第75号 令和2年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第6 議案第76号 令和2年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第7 議案第74号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第8 議案第77号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第78号 町税外公法上の収入徴収条例及び訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 認定第1号 令和元年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第2号 令和元年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第3号 令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第4号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第5号 令和元年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第6号 令和元年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第17 報告第12号 出納検査結果報告について
- 第10 一般質問

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君			
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷	口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西	森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余	湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西	山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一	春	君
副町	長	森谷	清	和	君
総務課	長	伊田		彰	君
企画財政課	長	篠田	康	行	君
町民課	長	元谷	隆	人	君
福祉保健課	長	谷方	幸	子	君
福祉保健課業務監		今田	朝	幸	君
農林商工課	長	大里	孝	生	君
建設課長・上下水道課長		渡辺	克	人	君
元気なまちづくり推進室長		坂井	毅	史	君
会計管理者		八鍬	光	邦	君
教育委員会教育長		林	秀	貴	君
管理課	長	高橋		治	君
子ども未来課	長	山本	正	徳	君
社会教育課長・図書館長		山田	洋	通	君
農業委員会事務局長		原口	周	司	君
農業委員会会長		細川	孝	雄	君
監査委員		平塚	晴	康	君
選挙管理委員会委員長		森下	直	治	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山	内	啓	伸	君
議会事務局係長	吉	村	章	子	君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和2年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

なお、マスク着用、手指消毒および一般質問の持ち時間を50分に短縮するなど、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、本定例会を進めてまいりたいと思いますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山内啓伸君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が7件、認定が6件、報告が1件であります。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番、山田日出夫君、8番、余湖龍三君、9番、仁木義人君、10番、西山由美子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定しました。

◎町長挨拶

○議長（須河 徹君） ここで本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございま

すので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

ほぼ1年前になるでしょうか、中国武漢で発生した新型コロナウイルスは、拡大の一途であり、道内、全国、世界的にも非常に衰えを知らない状況であることはご存じのとおりであります。道内感染者は1万134人、亡くなった方が262名、さらに医療崩壊が危惧される旭川においては、西川市長は、昨日、自衛隊看護師の派遣を北海道知事に要請したところでございます。こうした情勢下の中で町内外でも数多くの事業中止が余儀なくされております。本町においても、1月5日の出初式、そして公職者新年交礼会を中止をさせていただきました。同時にまた、2月6日、7日の予定のさむさむまつりについては、今月中旬に青年団体の議論の中で最終的な結果、結論が出るというふう聞いておりますけれども、大変厳しい状況だということは変わらないのであります。さまざまところに私自身も出かけることが多い訳ですけども、多くの対象者の方から「成人式は大丈夫ですか」「着物を頼んでいいですか」と問い合わせや問いかけがあるのも現状の状況でございます。国、北海道、私どもも万全の体制で感染拡大防止や経済対策等を行っていかねばならないと考えているところでございます。同時にまた今回の一般質問は全員の議員の皆さんが一般質問に立たれることになっておりますので、その中でもコロナ関係の意見が半数近い方が一般質問として意見を私どもに質問を出されているところでございます。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと思います。

各会計の補正予算では、一般会計が消防庁舎建設事業の債務負担行為の補正のほか、補償費の補正など、歳入歳出それぞれ5,693万7千円の追加、国民健康保険特別会計では、歳入歳出それぞれ949万4千円の追加、後期高齢者医療特別会計では、歳入歳出それぞれ62万2千円の追加、介護保険特別会計では、歳入歳出それぞれ337万1千円の追加の提案をさせていただいているところでございます。

次に、条例の改正についてでございます。

町税条例の一部を改正する条例、町税外公法上の収入徴収条例及び訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、法令等改正に伴う改正を提案をさせていただいております。

次に、財産の処分についてですが、町有林生産素材の売払処分について、提案をさせていただきます。

以上、議案7件の提案をさせていただきますが、議案の詳細につきましては、各担当課長等から説明をしてもらいますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本定例会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第79号

○議長（須河 徹君） 日程第3、議案第79号 財産の処分についてを議題といたします

す。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書30ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） それでは、議案第79号 財産の処分について、その提案理由を説明させていただきます。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めます。

記以下について、説明させていただきます。

事業名は、町有林生産素材販売（皆伐材・間伐材）であります。

本件の伐採箇所は、駒里町林の32、33林班の一部、約48haでございます。

昨日執行の入札において、5社に応札いただいた結果、契約の相手方は、物林株式会社 営業本部 北海道グループ 国産材営業部長 中村雅則氏で、契約金額は4,951万8千円でございます。予定価格につきましては4,951万8千円となっております。

樹種別の売払材積でございますが、カラマツ3,182.742^m、トドマツ3,696.384^m、エゾマツ60.036^m、ヨーロッパトウヒ93.528^m、雑木439.567^m、合計7,472.257^mでございます。

なお、この紙に記載までしておりませんが、用途別で申し上げますと、用材が4,485.247^m、パルプ材が2,987.01^mとなっております。

以上、議案第79号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

6番、西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。この駒里の32、33林班に関しては、これ伐期が来て切ったという理解をしているんですが、それでよろしいですか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） そのとおりでございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第79号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号、議案第75号、議案第76号

○議長(須河 徹君) この際、日程第4、議案第73号、日程第5、議案第75号、日程第6、議案第76号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第73号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算(第6号)についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長(篠田康行君) 議案の1ページになります。

議案第73号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算(第6号)の説明を申し上げます。

令和2年度訓子府町一般会計補正予算(第6号)については、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ5,693万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ56億6,831万8千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の2ページにあります第1表歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については、後ほど4ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

第2条では、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条では、債務負担行為の補正について、第4条では、地方債の補正について定めており、それぞれ3ページの第2表、第3表および第4表により説明をさせていただきます。

まず、3ページの上の第2表の繰越明許費ですが、11ページの上の表、繰越明許費に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

9款、1項、4目、消防施設整備費の消防庁舎等建設事業では、消防庁舎等建設事業の地権者への補償費を令和3年度に繰り越して使用するため3,822万5千円を繰り越すものです。

3ページに戻っていただき、その下の中段の第3表 債務負担行為補正ですが、消防庁舎等建設事業を追加するもので、期間は令和2年度から令和4年度までの3年間で、限度額は8億4,900万円としております。なお、11ページに調書が載っておりますので後ほどご覧ください。

一番下の表の第4表の地方債補正では、消防庁舎建設事業の起債額が変更になったことに伴い、左側に補正前の限度額を、右側は補正後の限度額を記載しており、2千万円を追加するものです。起債の方法、利率は記載のとおりとなっております。

事業における地方債の増額については、事項別明細書の歳入および歳出の中でその理由等を説明をさせていただきます。

ここで、12ページにあります地方債の年度末における現在高見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。

右端の下から3行目にありますように、令和2年度末の現在高見込額は49億7,138万5千円となっております。

それでは早速、歳入歳出予算補正事項別明細書の説明をさせていただきますが、まず7ページの歳出を先に説明させていただきます。

7ページの上の表の2款、1項、1目、一般管理費、事業区分、各種基金積立金の積立金、社会資本整備基金積立金では、2社の方から200万円の総務費指定寄付を、1名の方から200万円の教育費指定寄付を、1名の方から50万円の消防費指定寄付をいただき、合わせまして450万円を追加。

その下の8目、企画費、事業区分、地方交通対策事業の負担金、補助及び交付金、女満別空港整備・利用促進協議会負担金では、新規就航路線の支援を目的に構成する11市町で燃料費や冬季の維持管理費等を助成するため、本町負担分16万円を計上。

新型コロナウイルス対策事業の負担金、補助及び交付金では、女満別空港就航航空事業者支援事業として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減便した便数の復元、継続を促進することを目的に11市町で航空会社へ支援金を交付することから、本町負担分32万円。

女満別空港就航路線拡充支援事業として、新規就航路線の利用促進と利用者の新型コロナウイルス感染リスク低減を目的に、女満別空港を利用してレンタカーを借りた場合、1台につき1万円の割引を実施するため、本町負担分12万円を計上。合わせて44万円計上です。

その下の表の3款、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービス事業の委託料、障害福祉事務処理システム改修業務では、令和3年度の障害者自立支援給付審査支払等のシステム改修が必要となることから88万円を計上。

2目、老人福祉費の事業区分、介護保険特別会計繰出金の繰出金、介護保険特別会計繰出金では、住民税基礎控除の見直しによる介護保険制度の改正に伴うシステム改修のため町負担分49万1千円を追加。

8ページの事業区分、後期高齢者医療特別会計繰出金・医療費の繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金では、住民税基礎控除の見直しによる後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修のため、町負担分62万2千円を追加。

4目、国民年金事業費の事業区分、国民年金事務事業の償還金、利子及び割引料、国庫支出金返還金では、前年度交付を受けた年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の実績額が交付額を下回ったことから、超過分を返還するため4万円を計上。

その下の表の3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子育て支援事業の負担金、補助及び交付金の広域入所負担金では、町外の認可外保育所への入所者が生じたことから44万4千円を追加。

子育て世帯臨時特別給付金事業の負担金、補助及び交付金、子育て世帯臨時特別給付金では、対象児童数が当初の見込みより多かったことから8万円を追加。

次に、9ページの6款、1項、3目、農業振興費の事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金、新規就農者等支援助成金では、就農祝金交付対象者が確定したことから5名分の100万円を追加。

環境保全型農業直接支払交付金事業の負担金、補助及び交付金、環境保全型農業直接支

払交付金では、特別栽培や有機農業に取り組む農業者に対する交付金の交付団体、1団体分の348万8千円を計上。

6目、農業交流センター費の農業交流センター等管理運営事業の需用費、修繕料では、農業交流センターのボイラー室真空式温水ヒーターが故障したことに伴い修繕する必要があることから40万7千円を追加。

その下の表の、6款、2項、2目、林業振興費の事業区分、民有林振興事業の負担金、補助及び交付金、民有林振興事業費補助金では、主伐および搬出間伐から植栽および保育間伐事業へ作業内容の振り替えが行われ、民有林振興事業補助金の対象事業量が増えたことから126万3千円を追加。

次に、10ページの7款、1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金、訓子府町店舗出店等支援事業補助金では、新たに1件出店希望者が見込まれることから300万円を追加。

その下の中段の表、8款、6項、1目、住宅管理費の事業区分、町営住宅維持管理事業の備品購入費、住宅用備品では、町営住宅等のストーブおよびボイラー等の経年劣化に伴う故障により取り換えが生じることから156万7千円を追加。

次に、一番下の表、9款、1項、4目、消防施設整備費の事業区分、消防庁舎等建設事業の役務費、手数料では、消防庁舎整備に伴う建築確認申請等の手数料として33万円を計上。

補償、補填及び賠償金の補償金では、消防庁舎整備予定地内にあるJA営農センターの建物補償、動産移転料、移転雑費、解体工事等のため3,822万5千円を計上。合わせて3,855万5千円を計上。

次に、4ページに戻っていただき、歳入になります。

一番上の表、14款、1項、1目、民生費国庫負担金の子育てのための施設等利用給付費交付金では、認可外保育所の入所者にかかる国からの交付金で22万2千円の計上。

その下の表の14款、2項、2目、民生費国庫補助金の障害者福祉費補助金では、自立支援サービス事業の障害福祉事務処理システム改修にかかる国の補助で38万2千円の追加。

高齢医療制度円滑運営事業費補助金では、住民税基礎控除の見直しにより後期高齢者医療制度の改正に伴うシステム改修に対する補助で12万4千円を計上。

子育て世帯臨時特別給付金事業補助金では、対象児童者数の増に伴い8万円の追加。

一番下の表の15款、1項、1目、民生費道負担金の子育てのための施設等利用給付費交付金では、認可外保育所の入所者にかかる道交付金で11万1千円を計上。

次に、5ページの15款、2項、4目、農林水産業費道補助金の環境保全型農業直接支払交付金では、交付対象団体に対する道交付金で261万5千円を計上。

未来につなぐ森づくり推進事業費補助金では、民有林の人工造林と保育間伐の対象事業の増に伴い67万5千円の追加。

その下の中段の表、17款、1項、2目、総務費寄付金では、2社の方からの総務費指定寄付の200万円を追加。

4目、教育費寄付金では、1名の方からの教育費指定寄付200万円を追加。

5目、消防費寄付金では、1名の方からの消防費指定寄付50万円を追加しております。

次に、6 ページの一番上の表、18 款、1 項、2 目、社会資本整備基金繰入金では、今回の補正予算の財源調整とするもので1,850 万円を追加。

その下の中段の表、19 款、1 項、1 目、繰越金の前年度繰越金では、今回の補正の財源調整として972 万8 千円を追加。

その下の一番下の表、21 款、1 項、7 目、消防債では、消防庁舎建設事業債になりますけれども、緊急防災・減災事業債を活用し2 千万円を追加しております。

最後に、別に配布の資料1 では、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思いますが、今回の補正により寄付金の積み立て等がありますので、一般会計の基金保有見込額は、右側の下から4 段目にありますように35 億6,157 万5 千円となっております。

2 枚目の資料2 につきましては、補正予算に係る投資的経費の事業内容を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、令和2 年度訓子府町一般会計補正予算（第6 号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第75 号 令和2 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）についての提案理由の説明を求めます。議案書18 ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） それでは、議案書18 ページをお開き願います。

議案第75 号 令和2 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和2 年度訓子府町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）は、次に定めるものとし、第1 条にありますように62 万2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,022 万2 千円とするものであります。

第2 項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、19 ページの第1 表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧いただくこととし、内容につきましては、20 ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

20 ページをお開き願います。下段の歳出の方から説明させていただきます。

1 款、1 項、1 目、一般管理費の13 節、委託料につきましては、平成30 年度の税制改正におきまして、課税所得にかかる控除額の見直し等が示され、令和3 年度から適用されることに伴い、所得課税情報の項目追加、課税所得等の算出方法の変更といったシステム改修が必要となることから、その改修費用としまして62 万2 千円を追加するものであります。

続いて、歳入です。

第3 款、1 項、2 目、事務費繰入金でございますけれども、ただいま説明しました歳出のシステム改修にかかる費用につきましては、一般会計からの事務費繰入金での対応となることから、歳出と同額の62 万2 千円を追加するものであります。

なお、このシステム改修にかかる国からの財政措置としまして、本定例会の一般会計補正予算案にて、14 款、2 項、2 目、民生費国庫補助金、1 節の社会福祉費補助金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金12 万4 千円を追加してございます。

以上、令和2 年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容につきまして、提案理由の

説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第76号 令和2年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書21ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 議案書21ページをお開き願います。

議案第76号 令和2年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和2年度訓子府町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるものとし、第1条にありますように337万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,516万7千円とするものであります。

第2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、22ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては、23ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、24ページの歳出から先に説明させていただきます。

1款、1項、1目、一般管理費、13節、委託料でございますけども、介護保険制度の改正等に伴うシステム改修としまして172万7千円を追加するものであります。

改修内容につきましては、介護報酬の改定、更新認定期間の延長および認定ソフトのバージョンアップに伴うデータ項目の追加、保険料の税制改正対応となっております。

4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金、25節、積立金でございますけども、令和元年度介護給付費交付金の実績額確定によりまして、支払基金から追加交付される分につきましては、一時的に基金で立て替えをしておりましたけども、今回、精算交付されることから、基金へ積み戻しするため164万4千円を追加するものであります。

続いて、歳入でございます。議案書23ページにお戻りください。

2款、2項、5目、介護保険事業費補助金ですけども、先ほど歳出、1款で説明しました介護保険制度の改正等に伴うシステム改修にかかる国からの補助金としまして123万6千円を追加し、下の6目、介護保険保険者努力支援交付金は、今年度創設された交付金で、介護予防や健康づくり等に資する取り組みに対しまして、評価指標の達成状況に応じて各自治体に交付されるもので、国からの交付決定額であります111万2千円を計上するものでございます。

3款、1項、1目、介護給付費交付金は介護給付事業に要する費用に対しての第2号被保険者負担分の交付金でございますけども、令和元年度交付金の実績額確定により、社会保険診療報酬支払基金から追加交付されることから、過年度分介護給付費交付金としまして164万4千円を追加するものであります。

6款、1項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険会計の収支不足分を基金から繰り入れしておりますけども、2款、2項、6目、介護保険保険者努力支援交付金が新たに交付されることとなりますので、基金からの繰入金111万2千円を減額するものであります。

これによりまして、別紙にありますけども、資料1、基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思いますが、表の下から2段目、介護給付費準備基金の令和2年度末保

有見込額は667万5千円となる見込みでございます。

議案書24ページにお戻りください。

6款、2項、1目、一般会計繰入金、4節、その他一般会計繰入金につきましては、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に要する経費のうち、町負担分としまして49万1千円を追加するものであります。

以上、令和2年度介護保険特別会計補正予算の内容につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で、議案第73号、議案第75号、議案第76号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第74号、議案第77号、議案第78号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第7、議案第74号、日程第8、議案第77号、日程第9、議案第78号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第74号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案書13ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 議案書13ページをお開き願います。

議案第74号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和2年度訓子府町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるものとし、第1条にありますように949万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,145万5千円とするものであります。

第2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、14ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては15ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、歳出の方から説明させていただきますので、議案書17ページをご覧ください。

第2款、2項、1目、高額療養費につきましては、上半期の執行状況から入院等による医療費合計が高額療養費の対象となる被保険者の増加に伴い、予算不足が見込まれますことから744万3千円を追加するものであります。

次に、8款、1項、3目、償還金の道支出金返還金につきましては、令和元年度に交付されております保険給付費等交付金につきまして、実績より超過交付されておりましたので、その超過交付金分を返還するため205万1千円を追加するものであります。

続いて、歳入の方を説明させていただきますので、議案書15ページの方にお戻りください。

1款、国民健康保険税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定程度下がった被保険者の国民健康保険税の減免措置におきまして、これまで減免対象となりました8世帯103万9,200円の国保税減免額に今後の減免額相当を見込んだ計210万円を減額するもので、うち医療給付費分が147万円、後期高齢者支援金分

が42万円、介護納付金分が21万円、それぞれ減額するものでございます。

なお、この減額された保険税の減額分につきましては、この後説明させていただきますけれども、国と道からの交付金で全額措置されることになってございます。

次に、2款、1項、1目、保険給付費等交付金、1節、普通交付金でございますけれども、先ほどの歳出、2款、保険給付費にかかる費用につきましては、すべて道からの普通交付金により全額措置されることになってございますので、高額療養費の補正額の744万3千円を追加するものであります。

2節、特別交付金につきましては、1款で新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度下がった被保険者の国保税をそれぞれ減額いたしました。減額分のうち4割分がこの特別交付金で措置されますことから、医療給付費分と後期高齢者支援金分を合算しました医療保険給付諸費分75万6千円を、介護納付金分の介護保険制度運営推進費分8万4千円をそれぞれ追加するものであります。

16ページになります。

4款、1項、1目、財政調整基金繰入金につきましては、歳出の8款で説明しました令和元年度保険給付費等交付金の超過交付分の返還金に充当するため、205万1千円を追加するものです。

これによりまして、別紙になりますけれども、資料1、基金の保有見込状況をご覧いただきたいと思っておりますけれども、表の下から3段目になります。国保財政調整基金、令和2年度末の保有見込額は4,676万2千円となる見込みでございます。

16ページにお戻り願います。

7款、1項、1目、国庫補助金の2節、災害等臨時特例補助金でございます。こちらが新型コロナウイルス感染症の影響により国保税減額分のうち国からの財政措置6割分となります126万円を新たに計上するものであります。

以上、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第77号 町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書25ページです。

町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 議案第77号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

下の説明にありますように、今回は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより、町税条例の一部、国民健康保険税の規定なんですけれども、改正するものでございます。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下については、次の26ページに改正条文を記載しておりますが、その次の27ページの町税条例の一部を改正する条例の概要によりですね、改正の要点について、ご説明させていただきます。

27ページです。

項目1の国民健康保険税の減額、第163条の改正は、令和3年度よりですね、フリー

ランス、会社や団体に所属しないで自由に契約して仕事をしている人の多様な働き方が増えておりですね、個人課税の見直しが行われます。具体的には給与所得控除や公的年金等控除は10万円引き下げられまして、その代わりに町道民税の基礎控除額が現行の33万円から10万円を引き上げ43万円となります。

このことに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得を変更する必要があるましてですね、7割、5割、2割の軽減について、基礎控除額33万円について、10万円を上乗せして43万円に改正し、さらに2人以上いる世帯の被保険者のうちですね、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受けている者の数の合計数から1を減じた数字、世帯者の分を引くんですけども、それに10万円を乗じて得た金額を加えるものです。

続いて、項目2の公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第22条の改正は、65歳以上の方ですね、公的年金に係る所得を有する方に10万円を上乗せして控除する制度があります。

令和3年の個人課税の見直しにより、65歳以上の公的年金等の控除も10万円引き下げられまして110万円になります。今回ですね、元々15万円がありますのを加えて、ここに125万円ということですね、所得控除を明記することを整理したものでございます。

なお、今回の改正により、国民健康保険税の軽減判定所得に関して、町民への影響はないと考えております。

では、26ページに戻りまして、附則、第1項、この条例は令和3年1月1日から施行する。

第2項、この規定はですね、令和3年度以後の国民健康保険税に適用し、令和2年度分まではですね、従前の例とするということです。

以上、町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第78号 町税外公法上の収入徴収条例及び訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書28ページです。

町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） では、引き続き、説明させていただきます。

議案第78号 町税外公法上の収入徴収条例及び訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

下の方の説明でございますけれども、この条例は、租税特別措置法の改正によりですね、延滞金に関する規定の名称や算定割合が改正されたことに伴い、関連する条例を改正しようとするものです。

では、町税外公法上の収入徴収条例（昭和43年条例第12号）及び訓子府町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものです。

では、改正条文がですね、次のページ、29ページに記載されておまして、その内容について、改正の要点を説明させていただきたいと思います。

第1条ですけれども、第1条については、町税外公法上の収入徴収条例の一部改正でござ

ざいます。

3行目に附則第2項中に「特例基準割合」という名称がですね、次のカギ括弧の方になりますけども「延滞金特例基準割合」というふうに文言を改正するものでございます。

それと4行目に括弧の以下ですけども「の規定に告示された割合」という語句をですね「に規定する平均貸付割合をいう。」ということに改正しています。これは租税特別措置法第93条第2項の規定により、貸出約定平均金利基準割合の計算方法が「各年の前々年の10月から前年9月までの各月における銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計から12を除いて計算する割合を定めたものでございまして、従前の告示された期間よりも1か月早い計算期間で割合を定めたものです。

第2条ですけれども、訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部の改正です。

ここは、附則第3条中の改正となりますが、内容については、第1条で説明したとおりと同じでありますので、説明は省略させていただきます。

附則ですけれども、第1項は、施行期日として、この条例は令和3年1月1日から施行する。

第2項は、経過措置として、令和3年1月1日以後の期間に適用し、同日前の期間に対応するものについては、従前どおりとするものです。

以上、町税外公法上の収入徴収条例及び訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第74号、議案第77号、議案第78号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（須河 徹君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のために10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第11、認定第1号から日程16、認定第6号までの一括議題および日程第17、報告第12号を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第11、認定第1号から日程第16、認定第6号までの一括議題および日程第17、報告第12号を先に審議することに決定しました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号
○議長（須河 徹君） この際、日程第11、認定第1号、日程第12、認定第2号、日程第13、認定第3号、日程第14、認定第4号、日程第15、認定第5号、日程第16、認定第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。議案書31ページから42ページまでです。

本案は、令和2年第3回定例会において提案されたもので、会議規則第39条第1項により「決算審査特別委員会」に付託の上、閉会中の継続審査を行ったものです。会議規則第41条第1項により、委員長からの報告を求めます。

7番、山田決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（山田日出夫君） ただいま、議長からご指示がございましたので、令和元年度各会計決算審査特別委員会における審査内容について、ご報告を申し上げます。

令和2年9月15日開会の第3回定例会において、当委員会に付託を受けた「認定第1号 令和元年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 令和元年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの6件の審査の結果をご報告いたします。

今年度の各会計決算審査特別委員会は、10月26日から29日までの4日間にわたり、閉会中の継続審査として、特別委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査につきましては、事前に提出されている予算執行にかかわる関係書類などを審査した後、審査の必要上、提出を求めた支出伝票についても検査を行い、予算の適正な執行と行政効果に視点をおき、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で、疑問等が生じた事項については、関係各課職員の出席を求めて、内容を聴取いたしました。

詳細な審査および質疑の内容につきましては、省略いたしますが、10月29日には、委員会としての表決を行い、付託された「認定第1号」から「認定第5号」までの5会計の決算はいずれも「原案のとおり認定すべきもの」、また「認定第6号」につきましては「原案のとおり可決及び認定すべきもの」として全会一致で決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会において、意見の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として申し上げますので、今後の行政執行にあたって配慮していただきたいと思っております。

1、歳入では、一つ、税や使用料等の徴収に職員の不断の努力とその成果が大いに見られ、引き続き徴収に努めることを望むものであります。

二つ、重複滞納者に対し、関係課が現在も連携の中で徴収にあたっており、今後も滞納者の生活実態にも配慮しながら、連携体制を引き続き維持し、効率的な徴収に努めることを望むものであります。

三つ、町の施策の実施にあたり、財源確保に向けて補助金等を最大限に取り込むため、国や道の動向の把握に努めることを望むものであります。

2、歳出では、一つ、介護や医療など福祉の各種事業は、町民にその制度を有効に活用してもらうため、引き続きサービス利用促進に向けた周知方法の工夫を望むものであります。

二つ、町の産業振興に対する補助事業は、人口減少や移住定住および町の活性化対策の

ため、各関係団体と協議をしながら、その効果が発揮できるように事業の継続を望むものであります。

三つ、水道事業では厳しい財政状況ではあるものの、重要なライフラインとして老朽管の更新や有収率の向上等、「水道ビジョン」の着実な推進を望むものであります。

最後に、厳しい財政状況の中、財政健全化を図りながら住民サービス向上に向けた職員一人一人の努力は、十分に評価できるところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国や地方の財政悪化は避けられず、地方交付税の確保が困難となることが想定されますが、今後においても、より一層の財政健全化を図りつつ、歳入・歳出のバランスに留意し、町民のための「まちづくり」に向け、創意、工夫と一層の努力をお願いするものであります。

また、今年度中に策定が予定されている「第5次行政改革大綱」の策定においても「財政健全化」と「まちづくり」の両面を見据えた検討を望むものであります。

以上、決算審査特別委員会に付託された「認定第1号 令和元年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 令和元年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの審査の経過と結果を報告申し上げ、訓子府町会議規則第41条第1項の規定による報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 以上のとおり認定第1号から認定第6号までの委員長報告は、お手元の議案書の委員会審査報告書のとおり認定第1号から認定第5号までについては「原案のとおり認定すべきもの」および認定第6号については「原案のとおり可決及び認定すべきもの」と委員会として決定いたしました。

これより、委員長報告に対する一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

質疑は、委員長に対する質疑といたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑をすることを許します。

はじめに、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。議案書33ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。議案書35ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。議案書37ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。
次に、認定第5号の質疑を許します。議案書39ページ。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。
次に、認定第6号の質疑を許します。議案書41ページ。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。
以上をもって、質疑を終了いたします。
これより、一括議題の討論を行います。
討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号の採決をいたします。

委員長報告のとおり、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号
までの5件については、認定することに、また、認定第6号については、可決及び認定す
ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、委員長報告のとおり認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定
第5号は、いずれも認定することに、認定第6号は、可決及び認定することに決定いたし
ました。

◎報告第12号

○議長(須河 徹君) 次に、日程第17、報告第12号 出納検査結果報告についてを
議題といたします。議案書43ページです。

事務局長に報告を朗読させます。

○議会事務局長(山内啓伸君) 議案書の43ページをお開き願います。

報告第12号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和2年12月8日提出

訓子府町議会議長 須河 徹

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和2年10月9日町会計管
理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和2年10月9日

訓子府町監査委員 平塚 晴 康

訓子府町監査委員 河端 芳 恵

次のページの44ページから46ページにつきましては、説明を省略させていただきます、47ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和2年11月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和2年11月10日

訓子府町監査委員 平塚 晴 康

訓子府町監査委員 河端 芳 恵

次の48ページから50ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、本日追加で配布させていただきました12月分の例月出納検査結果報告について、ご説明申し上げます。51ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和2年12月7日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和2年12月7日

訓子府町監査委員 平塚 晴 康

訓子府町監査委員 河端 芳 恵

次の52ページから54ページにつきましても説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から一般質問を行いますので、参集願います。

休憩 午前10時52分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第10、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは一般質問の発言を許します。

4番、谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症に罹^りか^んされた皆さまとご家族および関係者の皆さまにお見舞い申しますとともに、亡くなられた方々に心よりご冥福を申し上げます。

また、長期にわたり、命を守るため、日々ご尽力いただいている医療従事者の方々や感染症拡大防止にご協力いただいている皆さまに心よりお礼申し上げます。

通告書に従い、質問させていただきます。

訓子府高校の振興と幼・小・中・高連携に対する支援の考えは。

今年度20名の入学者がありましたが、今後の少子化でまだまだ油断はできない状況であり、訓子府高等学校の振興対策などをこれからもさらに進めていかなければならないと思います。

また、今年度、訓子府地域学として、高校と中学が基幹産業である農業の授業を一緒に行いましたが、これからの支援の考えなどを伺います。

一つ、コミュニティ・スクールでの、高校部会との連携の状況は。

二つ、幼・小・中・高の子どもたちの連携、また、先生たちの勉強会などに対する支援の考えは。

三つ、8つの支援から9つの支援になった訓子府高校入学に対する支援は、大変喜ばれており、今後さらなる支援も要望されていますが、それらに対する新たな考えは。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「訓子府高校の振興と幼・小・中・高連携に対する支援の考え」について3点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の「コミュニティ・スクールでの、高校部会との連携の状況」についてのお尋ねがございました。

本町のコミュニティ・スクールは、令和元年度に地域の方々や保護者、学校関係者などで組織し、こども園を含む町内全校を一つとする「訓子府スタイルの学校運営協議会」を設置し、幼小中高が連携した教育活動を行っております。

また、各校の具体的な取り組みなどを協議する組織として、PTA役員や評議員、教職員などで構成する「部会」を各校に設置し、本年度、新たに「訓子府高校部会」が立ち上がり、各校での教育活動や共同活動の一層の情報共有や連携を図りながら行っているところです。

本年度から、特色ある活動として訓子府高校では、コミュニティ・スクールが進める「ふるさと教育（訓子府学）」で、銀河農園などを利用して訓子府中学校との交流や体験活動の共同学習を行ったところです。

また、ホクレン実証農場において「スマート農業」を学ぶ授業を行い、本町の基幹産業である農業について理解を深めたところです。

これからもコミュニティ・スクールを活用しながら、訓子府高校の特色ある学校づくりの支援に努めてまいります。

次に、2点目の「幼・小・中・高の子どもたちの連携、また、先生たちの勉強会などに対する支援の考え」についてのお尋ねがございました。

本町では、認定こども園、小中学校がすべて町立ということから、幼児教育から義務教育までの連携により、「学びの連続」と「支援の継続」を図ることができる教育環境にあります。

これらの特徴と強みを生かしながら、幼小中、さらには地元訓子府高校との連携を図りながら、学校間の交流、子どもたち同士の交流を深めて子どもたちのより良い教育環境づくりに努めてきたところです。

訓子府高校としては、この連携を特色ある教育活動と位置付けており、前段お話ししたとおりコミュニティ・スクールの一環としての「ふるさと教育（訓子府学）」を推進することで、地域の人材を担う地元の高校としての価値をさらに高めていき、幼小中高の一層の連携を深めていきたいと考えております。

また、先生たちの勉強会への支援につきましては、昨年度までは、こども園・小中学校の教職員の勉強会である「幼小中連携交流会」において情報交換などを行っておりましたが、本年度からは訓子府高校の教職員も加え、各学校などの教育活動の理解を深め、教職員同士の交流や具体的な連携のあり方について意見交換が行われる予定であります。

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中で、町内の幼小中高の連携は重要であり、教職員の交流や勉強会の機会確保を関係機関とも連携を図りながら教育委員会としても支援してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

3点目の「8つの支援から9つになった訓子府高校入学に対する支援は、大変喜ばれており、今後のさらなる支援も要望されていますが、それらに対する新たな考え」についてのお尋ねがございました。

訓子府高校を取り巻く現状は、少子化による中卒者の大幅な減少や北見地域での高校配置計画の影響により、大変厳しい状況のもと、訓子府高等学校教育振興会議を中心に、PTAや関係団体と協力し、全町一丸となって地元高校の振興に努めてまいりました。

これまで、訓子府高校の振興対策として「入学準備金」「通学費助成」「新入学生に対する教科書代全額補助」「修学旅行費助成」「各種検定料全額補助」「各種資格取得受講料助成」「外部講師による放課後学習支援」「希望者への給食の提供」を行ってまいりましたが、本年度から新たに「進路支援」を加え9つの支援により訓子府高校の入学生の確保を図っているところです。

特に本年度から始めた「進路支援」の外部講師による公務員講習につきましては、進路の幅が広がるなど支援の効果が大きく、学校の魅力化につながっております。

この9つの支援以外の新たな支援策については、保護者や学校関係者、生徒などから出された意見や要望を基に、訓子府高校の魅力づくりに向けた支援策などについて検討を進めているところでございます。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えをいたしましたので、ご理解を賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、答弁いただきまして、何点か再質問させていただきたいと思
います。

まずですね、コミュニティ・スクールでの高校部会の立ち上げということで、いろい
ろな可能性が生まれてきているのではないかなと思っています。今年度行われた、先ほども
ありましたふるさと教育の訓子府学ということで、中学生と高校生が農業の学習をスクー
ルサポート事業の一環としてですね、サポーターの方々と一緒に協力して行っております
し、コロナ禍の影響でできたものとはできなかったもの、たくさんあると思いますが、計画
がされていたということで、これからですね、来年度に向けて、また、こども園、小学校、
中学校、高校の連携の中で、中でもやっぱり高校は道立ですので、道立と町立で、なか
なかタブーなところもお互いあるのかなということもありますので、町としてですね、バ
ックアップしていただきまして、いろいろな体制づくりをしていただきたいと思いま
す。町立の学校と道立高校が連携した場合の講師を派遣したりだとか、物資などを必要にな
った時は町として支援をしていただけるということでもよろしかったでしょうか。全部じゃ
ないとは思いますが。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、中学校と高校、義務教育と町立と道立の交流の支
援についてということで、町側はどのようなかたちかということだと思います。

予算の範囲内ということではありますが、できるだけやりやすいような環境を整えるた
めに予算的な措置は考えていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） やはり道立高校ということもありますので、ぜひ町としてでも町
の予算を使うところもあるんですが、ぜひ道にも働きかけていただいてですね、同じよう
に町と道が一緒になって、新しいモデル地域をつくっていただく、そして特色ある教育を
行っていただけるような町をつくっていただきたいなと思います。

また、次の泉議員の時に訓子府高校の生徒さんが傍聴に来るようですが、今後ですね、
こども園、小学校、中学校、高校含めた、傍聴を子どもたちが来たい、そして子ども議
会がやりたい、そういう質問も以前にあったと思うんですが、そのような子ども議会を進
めていく要望があれば、町として、教育委員会として、進めていく考えはあるのかをち
ょっとお聞きいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 前にも子ども議会のことでご質問いただいて、私は子ども議
会を開催にあたって、二つの観点があるんじゃないかってお話をさせていただきました。

まずは、まちづくりを進める上での、そういう子どもの意見を踏まえた中での、そう
いう意見をもらいながら、町がそういうまちづくりに、施策に役立てるという部分と、今、
訓子府高校がやられているように、地域を知りながら、議会という制度を知るとい
う、子どもたちのそういう子どもたち側の勉強という意味合いが二つあるというお話を
させていただきました。それで今、訓子府高校がそういう形で今、議会傍聴に来られて
いますので、今後ですね、例えば、なかなかこう議会制度の中でも、例を出すとこ
ども園の園児が来て、

傍聴するといっても、なかなか難しいところもあると思いますので、今後、中学校とか小学校の中での学習活動の中で、そういうところが進める部分があればですね、教育委員会としても支援を行っていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 本当に子ども議会という事で、今後もし中学生が、高校生がということになれば、議会の方も協力をしなきゃいけないと思うんですが、教育委員会として、町として、進めていくかたちをとっていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、訓子府高校の入学の際の9つの支援ということで、先ほど、いろいろご説明いただきました。高校からは、新しい支援の方も要望としてあがっているようですが、今後、協議、検討されるということで、今回はその内容まではちょっと触れないですが、現在ですね、高校に通っている親御さんの話を聞きますと、支援のことをほとんど知らなかったと。入学してから知ったなどという声も多く聞かれます。今後、入学だけではなく、出口の支援も検討されているということもお聞きしていますが、まずはですね、せっかくあるこの今の支援をどのように周知していくか、高校の先生たちだけではですね、なかなか手の回らない部分もあって、周知、PRが難しいのかなと思っております。現在も町長や教育長はさまざまな場面で声を出していただいておりますし、これからもお願いしたいとは思っております。また、先日の報道ではですね、北見市が来年度、高校に在学している生徒に新型コロナウイルスの影響で乗客が減少しているバス利用促進を図るためではありますが、3千円の乗車券を配布するという報道がありました。北見市在住か市外から市内の高校へ通う生徒が対象で、約3,200名にわたるとのことですが、このような報道が出ると、また北見の高校にという声もまた出てしまう可能性もあるということもある。3千円って訓子府からしている支援からすると、そんなに大きなものではないと思うんですが、平成11年に地元の高校を守ろうというスローガンに訓子府高等学校振興会議を発足してから20年以上がたちます。またこれからの支援や学校の特色などをどのように町として、この訓子府高校を周知、PRしていくかの考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 訓子府高校に対する支援、今、9つの支援ということで支援を町としてさせていただいております。この支援につきましても、時代の変遷というんですかね、それぞれの時代の中で保護者や生徒が要望するものを取り入れながら、今、9つの支援に至ったということで、大変この部分で言えば、谷口議員が当初言われたように大変喜ばれたり、周知もされているというふうに思っているところでございます。

そのような中で、やはりこう近隣も含めて、9つの支援の内容が類似していることもあって、なかなかこう、そこが薄れてきているのが現状だということで、去年までは8つの支援ということで、特に、PTAや保護者の意見を伺っている中で、高校進学するにあたり、経済的支援ももちろんそうなんだけど、一番あれなのは、就職や進学する際の出口の部分はどう保障してくれるかということが高校の課された役割じゃないかということもお話を受けて、その辺のところで先ほどお話したような9つ目の進路支援ということで今年から行ったというところでございます。

なかなかこう支援の内容については、経済的支援だとか子どもの環境支援だとか、いろんな支援があると思います。その中でどう高校の魅力化を図るかというところは、今後こう子どもたちのニーズ、さらには学校のニーズ、保護者のニーズを聞きながらですね、どれが効果的に入学者確保につながるかということ吟味しながら教育委員会としても検討してまいりたいと思っていますし、一部、先ほどお話あった、支援の内容が知られてないという部分もあって、実際こうお話も聞くところもあります。今年それでポスターを、生徒用のポスターと保護者用のポスターを2種類作って、それを学校なり関係機関に配ったということと、なかなかこう北見なり置戸の中で目にすることがないということで、あらためてそういうご意見も伺った中で、北見市内のドラックストアだとか、コンビニにもポスターを掲示していただくように、今、周知しているところで、それらのことも含めて周知にも今後努めていきたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） ぜひですね、町民の方でも知らないという方もいますんで、今、作ったと言われた中学生用と大人用のパンフレットも広報なんかに入れていただいて、印刷とかもあると思うんですけども、そういうところで支援も重ねていただきたいと思えますし、また置戸高校ですね、置戸高等学校紹介動画として、動画を制作してユーチューブや、またテレビCMなども流していたことがあるということ、町で支援しているということ聞いたんですが、今後そういう入学の支援だけじゃない、そのようなPRのような支援策などは考えていないかどうかを伺いたいと思います。動画、CMとかです。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ちょっと動画っていうところは、ちょっと置いときまして、周知という面で、町としても、町のホームページに訓子府高校にリンクできるように今年、貼り付けて、訓子府町のホームページを見れば訓子府高校に行くようにしたというのがまず、うちらの中ではこうやったということでご理解いただきたいと思えます。これからさまざまな学校の魅力化にどう取り組むかというのがあれなんで、一つの例として置戸高校ではそういう動画なりユーチューブにあげたというふうに、有効な手段かどうか含めまして、その辺のどこを検討しながら、訓子府高校とその辺のどこを検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 平成27年の第2回定例会の中で、教育長は「本町にとって、高校がなくなる事態は教育文化活動の停滞や購買力の低下など、経済的損失、過疎化の進行、子どもたちの教育環境の低下を招くなど、まちづくりに大きな影響が懸念されることから、高校と連携して訓子府町が一体となって、地元の高校を守る取り組みを進めていく考えでございます」という答弁がありました。ここ数年ですね、願書を希望する人数の半数ほどが受験に来るとというのが現状だということですが、訓子府高校ですが大変厳しい状況にあることは変わらないということでございます。これだけさまざまな支援策があるんですが、入学者がなかなか集まらないというのが今の現状でして、次のステップに向けて、高校をなくさないために、これから町として数年後、本当に訓子府高校を残すために、どのように考えているか、方向性があれば伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 高校の配置については、配置計画というのがございまして、3年間のローリングしながらやっているというのが現状で、中学区という1市4町の状況だけまずは説明させていただきたいと思いますが、令和2年度において、令和3年度から9年度、6年間ですかね、7年間で、中学区全体の子どもの数が180人減るような計画になっております。計画というか現状、今の現状です。それと特に北見市内の状況で言えば、133名ということで、両方どちらも中学区も北見市内の部分で言えば十四、五%は今の令和2年度の入学者の状況から見たら減るとというのが今、現状だということで、そういった意味で言えば、133名という数が、1クラス40人としたら3クラス、4クラスというレベルがクラス数としては減っていくというところが機械的に言えばそうなります。それとも一つ、中学区全体の令和2年度の欠員数が公立高校だけで言えば285人ですので、今時点でも7間口分が欠員が生じているということで、これを先ほど言った令和9年度までのクラス数を足すと11クラスぐらいが今後、高校配置計画の中での調整の間口数ということであるということです。言い換えれば、それだけ中卒者が減っているという、これ人口減少の中で致し方ないという部分があります。そこでどう訓子府高校の振興なり存続をしていくかと言ったら、やはり私自身は、やはり魅力化をどうもっていくかというところだというふうに思っていますので、そこでやはり訓子府高校としての今の役割やきめ細やかな支援、さらには生徒たちが楽しく、そしてやりがいのある高校にどうしていくかというところが今後の課題だというふうに思っておりますので、それらに向けて関係機関とも現実的な話をしながらですね、存続に向けてやっていきたいというふうに思っていますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 訓子府高校存続のために、いろいろ支援をお願いしたいのはやまやまなんですけども、留辺蘂高校がですね、今年度、募集停止を受けまして、その後、請願などの動きもあって、1年間留保がされました。決まってからの動きで、署名が1万2,265名という人数が集まって、素晴らしいことだなと思いますけども、それでも1年間の留保しか見てくれないということです。訓子府高校もですね、同窓会が今回、大きな改革を行い、組織として確立されてきているということですし、先ほどの話に戻りますが、高校がなくなった場合の経済損失は大きなものが予想されます。今後、商工会や農協、JAですね、企業などと一緒になって町の発展のためにも高校存続に向けた組織づくりを検討していただき、折に触れては、高校のことを話題にあげていただき、現実的に今の数字の話で言いますと、令和3年度は間違いなく生徒数が減ることは間違いのないのではないのかという予想はされておりますので、入学者が確定する時にはもうスタートとしてですね、1年間かけてでも、その対策を練っていただき、そのために何か機会があれば話題にしていただき、またスタッフのチームなどですね、道に支援をしていただくなどの働きかけをしていただくなど、そういうお願いをしていただきたいと思います。金銭面のこれまでの支援の話だけではなく、そういった周りからそういう町として何かあれば話を出していただくような取り組みについてなどはお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 谷口議員おっしゃったように、訓子府高校の同窓会の強化っていうんですかね、そういうところで今、高校を中心として同窓会組織を充実させるというこ

とで今、進めているというふうに聞いてますし、私もそういうふうに思ってます。それで、その辺のどこを連携を図りながらやっていきたいと思えますし、前段お話したように、高校の支援組織として振興会議というものを設けております。組織として。それでこれは、商工会も含めて、議会、さらにはJA、それと自治体組織も含めた人たちの組織でございますので、その中でいろんなご意見いただきながらやっているということで、さらなるこう、議員のおっしゃる組織強化という部分で言えば、今後どういうかたちでやっていくかということを検討しながらですね、全町一丸となって訓子府高校の存続に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 年に1回の会議だけではなく、数回そういう集まりをつくっていただいて、常に話題にさせていただいて、町から高校をなくしてはいけないという動きをしていただければなと思えます。

最後にですね、この質問で終わりたい、質問じゃなくてお願いで終わりたいんですが、道立高校の支援は大変ありがたいことですし、必要なことだと思います。ですから町内にはこども園から二つの小学校、そして中学校ということで、町立の施設、四つございます。そちらも人とお金、時間が足りないという声も上がっておりますので、ぜひそちらの方にも厚い支援をご検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。いいですか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） もちろん、こども園から義務教育の小、中学校も含めて、教育の町訓子府というふうに言われるような支援に努めているつもりですし、これからもそれらを充実しながら子どもたちの健やかな成長を支えていきたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） よろしく願いいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。

機構改革、これからの考えは。

令和元年第2回定例会の中で、機構改革の質問に対し「令和2年4月を視野に入れている」と町長の答弁がありました。

令和元年7月には、元気なまちづくり推進室、令和2年4月には、係の統廃合が行われました。

課の連携や事業内容の精査などを含めて、これからの機構改革の考えを伺います。

一つ、元気なまちづくり推進室の設置や、係の統廃合を行った効果は。

二つ、今後、新たな組織改革、機構改革の考えは。

よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「機構改革、これからの考え方について」2点のお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

まず1点目「元気なまちづくり推進室の設置や、係の統廃合を行った効果」についてのお尋ねです。

昨年7月に商工業施策を主体として、空き店舗も目立つ商業振興対策と新しい視点での人口減少対策に取り組む独立した部署として「元気なまちづくり推進室」を設置しました。

この10数年来、多くの店舗が廃業し、靴が買えない、肌着が買えないなど多くの声も寄せられ、近年は旅館、お菓子屋、パン屋、薬局が廃業するなど商店街が危機的状況に追い込まれており商工業対策が喫緊の課題でありました。

室設置から半年後にはコロナ禍という新しい壁に向かい、4月には中小企業への支援策として融資信用保証料補助、5月には第2弾独自対策として1人5千円の元気なまちづくり商品券、7月には第3弾のプレミアム付商品券の発行や飲食店等から全業種に拡大した経営持続化給付金を創設するなど地域商店の声をよく聞き、商工会と連携した迅速な対応ができたと感じています。

また、1年前に相談に来られた町外の夫婦には、店舗以外の相談にも親身に対応し、その後町内に移住し、11月17日には菓子店舗を開業しました。こういった課題解決に向かう機動力のある組織体制となっているところです。

また、本年4月には55係を37係に統合しました。従来は1係1人や課長や課長補佐との兼務体制もありましたが、係長も含め3人から4人の係員で縦割り業務をなくし、係内のチームで業務にあたるなどの効果を目指していますが、8か月を経過したところですので今後の推移を見守りたいと思います。

2点目に「今後、新たな組織改革、機構改革の考え方」についてのお尋ねがございました。

私が町長に就任後に採用した職員が全体の4割を超えました。職員が町の課題にチャレンジ精神をもって仕事をする体制をつくっていくと同時に職員数、年齢構成、経験、能力、財源などの制約の中で、行政を最大限機能させる組織改革、機構改革を考えていかなければなりません。

従来から1点目で申し上げた商工業、農業、福祉政策が課題を多く抱えていると考えているところでありますが、今後も効率的で効果的な組織体制を目指してまいりますのでご理解をお願いします。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 何点か再質問させていただきます。

元気なまちづくり推進室ができ、商工業関係や移住、定住などの業務を行っていただいております。また、今後ですね、産業観光振興協議会などの位置付け、簡単に言いますと物産品などはPRなどは農林商工課だと思うんです。ふるさと納税返礼品などは企画財政課、商工関係の部分でいけば元気なまちづくり推進室となっているのが今、現実だと思えます。町民がですね、どこにお問い合わせをするのかということなので難しい場面も多々あると聞いております。また、消費生活などの問い合わせなどは、今、農林商工課ですが、現実にはそれを知っている方はたぶん少ないので、どちらに電話したらいいんだろうと思っている方もたぶん多いということで、それらの横のつながりは、連携はですね、大きな役所とかは違いますが、訓子府町はきめ細やかな対応はしていただいておりますが、今後そういった複数の課で分かれてしまっているところや、それをですね、一つのことをPRする

ために1箇所に集中させるだとか、予算が別々に分かれてしまうこともあると思うんですが、そういった対応はどうやって考えていらっしゃるのかをちょっとお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） ただいま、業務がこういろいろ分散されて、一つの課のところに集中されていないというようなところの弊害といいますか、その辺のご指摘あったと思いますけども、その辺につきましてはですね、毎年、機構図なんかもお配りさせていただいて、この課ではこういう仕事をやっているということのですね、お知らせしてますし、今後ともそういったことについては、ホームページなども利用しながら周知したいと思います。

ただ、業務によってはですね、やはり、例えば産業観光振興協議会の担当部署とそれから商業振興のところがちよつと分かれているというようなこともありますけども、スタッフの数の問題ですとか、やはりふるさとまつりなり、そういったイベント事をやるといいますと、やはり人員も必要になってきますんで、その辺もありまして、いろいろ分かれている面もあります。ただ、議員ご指摘のこともありますので、今後、機構等を考えていく上では参考にさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 北見市がですね、10月1日から窓口課を新設しました。課の新設でさらに市民にわかりやすいやさしい窓口サービスを目指すと担当の方は言われていますが、北見市のようにですね、大きな市役所であれば、行き来する、上り下りとかあると思うんですけど、本町ではあまりそこまで移動することがないのかもしれないんですが、それでもいくつかにまたがることは考えられるかなと思っています。前定例会で私も質問しましたが、銀河公園を借りるときに申請する場所が違うということもお話しましたが、すぐに農林商工課と建設課の方で対応していただいて、1箇所で簡単に申請できるようにはしていただきました。まことに喜ばれております。そういったですね、意外と気付かないところが町民の皆さんからの声に対応していただければと思います。例えば保健の部分で町民課に行ったら福祉保健課に行ってくださいだとか、そういう話が、ちよつと行ったり来たりということが多くあることもたまにあることですので、そういうところを一緒にすることが、窓口課をつくれという話までいかないんですが、そんなお考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 今、そういった場面が多いのが、やはり福祉ですとか、町民課の、福祉保健課と町民課の部分多いと思いますけども、職員もですね、その辺につきましては、非常に気にしておりまして、来庁された方は、例えば町民課に用事があったとしても福祉保健課の窓口に来た場合には、その場に座っていただいて、そして町民課の職員を呼んできて対応するとか、また両方またがる、複数にわたる場合もあると思いますので、できるだけ来庁者の方にご不便かけないような、そういった窓口対応をさせていただいておりますので、今後ともその辺留意しながら進めていきたいと思いますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） きめこまやかなサービスをお願いしたいと思います。

また、9月9日の新聞に掲載されました町長の記事がありますが、住民を守る役割、増す重みとして、さまざまなお話をされています。町民の幸せを実現し、人権を保護するため、どう自立し町政を運営するか基本に立ち返ることが必要であり、住民も行政任せにするのはよくないと言っております。今後、行政が町民と一緒にまちづくりを行っていく。そのためにですね、町民に寄り添った行政のあり方を目指してほしいと思いますし、そうあってほしいと思っています。町民が役場を使いやすく、そして窓口などの簡略化を考えていただいて、縦割りがなくなるような、簡単に申請や届け出ができるような改革を望みますが、町長、その新聞の記事を含めてよろしくお願ひいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） まずですね、50年近く役場職員やってきました。町長含めて。過去の中でもいろんなことがございました。例えば町民の声をきく課というのができました。そこへ行けば集約的に窓口業務はできるんだというだけでも、もう4年たらずかそのぐらいで分散した。すなわち直接、建設課なら建設課に行ったほうが、そこで一元的にやるよりは非常に機能的だという反省のもとに、こういったことについては、見直しを図って、実は今に至っているということもあります。それから、例えば、グループ制の導入が清里等々も含めてやっていますけれども、非常にやっぱりいい面と、プラス面とデメリット性の問題もあります。さらに、もし今やるとすれば福祉と町民課は昔、医療保険の関係は今で言う町民課がやって、福祉は保健師だとかそういったことをやってたけど、これは不便だということで今、福祉保健課が全部統合してそこでやっている訳です。1回行けばこれで用が済むんだというやり方。それから、産業課と農業委員会、管内的にみても、今で言えば農林商工課と農業委員会は一つの課でやっているというところがほとんどです。しかし、歴史的に言っても、やっぱり農業委員会は農業委員会の役割があって、まかりならないという、やっぱり農業委員さんたちからの強い声もあるというのも事実であります。それから、総務課と企画財政課を一緒にすると。総務と企画財政課というのは、財政と政策部門等々含めて一緒にやるという考え方がある。これも経験値でありますけれども、金を持っているところはなかなかアイデアを出したとしてもうんと言ってくれないと。こういう縦の中でのやっぱり弊害があって、今に至っているという経過もございますので、あらためて、この機構改革を私があげなければならないというのは、少なくとも4期目の時に急がなければならないのは、歯抜け状態になってきている商店街をどうしていくのかと。これを分離して、今、元気なまちづくり推進室をつくって、これはまだ8か月ですけど、相当成果が出てきていると私は思っています。ほかの農林や商工と一緒にやるというよりは、その部分では特化してやっぱりやったということがあります。あらためて機構改革をもしこれらの状況を踏まえて、谷口議員の意見なんかもお聞きしたりしていますとですね、やれるかどうかというのはですね、私の任期はあと2年少々です。来年度、決断できるかどうかと。それは今言ったような状況を含めて総合的に判断して、機構改革をさらに手掛けるかどうかということを決断しなければならないというのが、僕は令和3年度だっというふうに思っています。もう一方で、今年3人の役場課長職退職、来年も3人退職、その次も3人退職という非常にキャリアを持っている力のある職員たちが今、退職が続いています。その辺のバランスを含めて業務を停滞させないということが非常に大事なことだというふうに思っています。そして、私どもの町の役場はどこへ行っても職員の方がち

ちゃんと迎え入れて、受け入れてくれて丁寧にやってくれるというふうに私はそういう声が聞こえてきておりますので、基本は町民に寄り添うというのは行政全体もそうですけれども、それぞれの課がそれぞれの職員が町民生活に寄り添うスタンスをちゃんと持って、総体として自治の発展、まちづくりの発展に僕はつなげていかなきゃならないんだなと思っています。ですから、この今、12月ですから、3月の間で副町長からレポートたくさんもらっていますので、含めてですね、さらに吟味しながら、令和3年度からになるか、令和3年度で途中で打ち出すかどうかわかりませんが、谷口議員のある意味での期待に答えていけるような状況をつくっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、令和3年度を目指してというお話もありましたので、これからですね、町民のための機構改革、組織改革を行っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ちょっとお願いというか、最後に一つまたあれなんですけども、北見市がマイナンバーカードを持っている人が限定なんですけど、コンビニなどで住民票や戸籍証明書がとれるということも進んでいますし、来年3月にはいろいろ市税もできるということもありますので、市税の収納も行えるということになるようですが、それによってマイナンバーカードが発行が増えているということもあるそうです。ぜひですね、本町でも経費もかかると思いますが、そのようなこともコロナ禍でなかなか移動できない時代になっておりますので、簡略化された発行ができるような組織をつくっていただきたいと思っていますので、それはもうお願いですので、ぜひ今後とも検討していただきたいと思っていますのでお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいまですね、コンビニ交付のことにコンビニ収納のことに對しての質問がございました。北見市がですね、新庁舎ができて来年早々にですね、コンビニの証明書の交付等々をしていくのと、やっていくという方向で段階的にですね、していく方向でなってます。それで今、議員さんから突然質問がきてあれなんですけど、実は各証明書のコンビニ交付について、担当課ではちょっと検討してましてですね、例えばですね、コンビニ交付、住民票、それから戸籍、それから印鑑証明等々、それから税の証明もそうなんですけど、実はこの導入をするに2、100万円ほどかかりましてですね、保守点検も毎年500万円以上かかるんです。実はですね、この証明書の発行数と言いますとだいたい年間4千件ぐらい、1件にすると千円は超えちゃうのかなと思うんです。全国どこでも取れるという利便性とそれからマイナンバーカードがないとそれができないということありまして、今、ただいま、うちの町でマイナンバーカードの普及率っていったら20%もない状況なんで、そんなことを含めてですね、費用対効果含めてですね、今ちょっと慎重に考えているところがございます。都会では進んでいるようですけども、本町においてはちょっとまた検討させていただきたい。これ担当課の話ですけどもよろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 都会では進んでいる。田舎ではなかなかというところもありますので、訓子府に合ったスタイルを何か検討していただければと思いますので、よろしくお

願います。

では、ここで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（須河 徹君） 4番、谷口武彦君の質問が終わりました。

ここで午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 2時00分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、2番、泉愉美君の発言を許します。

2番、泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 2番、泉です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

子どもの体験活動の充実について、教育長に伺います。

訓子府町は、子育て支援が充実した町として、子育て世代の満足度は高いようです。

国では、学習指導要領が改訂され「生きる力」を備えた子どもの育成が望まれています。

豊かな人間性を育むために、子どもの年齢と成長に沿った体験をすることが「生きる力」を伸ばすと考えますが、訓子府町の将来を担っていく子どもの教育を町として今後どのように取り組んでいくか伺います。

1、本町の体験活動の基本方針と実態は。

2、コミュニティ・スクールと連携した今後の体験活動の考えは。

3、中学生に「海外派遣事業」を行う考えはないか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「子どもの体験活動の充実」について3点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目に「本町の体験活動の基本方針と実態」についてのお尋ねがございました。

本町の体験活動の基本方針としては、今年3月に策定した「第2期訓子府町教育大綱」の基本理念として「子どもたちの笑顔輝く教育のまちづくり」を掲げ、学校教育の基本目標「自ら学び、考え、行動する力を育てる」の中で「さまざまな体験や地域での活動を通して、ふるさとを知り、ふるさとに愛着を持ち、地域を支える人材を育てるための『ふるさと教育』の充実を図る」としております。さらに、今年3月に策定した「第2期社会教育中期計画」では、幼少年期にはさまざまな体験や経験をすることにより、人生を豊かにしていく礎を築く大切な時期ととらえ、多様な体験プログラムの推進を図ることとしております。

このように、学校教育・社会教育・子育て支援が連携を図りながら、子どもたちが自ら学び、考える力を身に付ける体験活動は極めて大切であると考えているところです。

本町における体験活動の実態でございますが、学校教育においては、地域の自然・文化に親しむ体験的な学習を行っており、その活動は全教育課程の中で行われ、特に「特別活動」や「生活科」、「総合的な学習の時間」や「行事」などの場で展開されております。

主な活動としては、養蜂や稲作、スイートコーンなどの農業体験、自然体験、町のイベ

ントへの参加、町内の施設見学、高齢者や幼児などとの世代間交流、高知県津野町との交換留学体験、職場体験、宿泊体験、芸術体験など、発達段階に応じて各学校で特色ある体験活動が行われております。

また、社会教育においては、公民館や歴史館、スポーツセンターや図書館などが連携し、通年的で多様な体験プログラムを展開しております。主な活動としては、アート体験、ツリークライミングなどの自然体験、スポーツ教室、図書館体験、異文化体験、伝承遊び、通学合宿、防災体験などが行われております。

次に、2つ目の「コミュニティ・スクールと連携した今後の体験活動の考え」についてのお尋ねがありました。

本町のコミュニティ・スクールにおいては、訓子府町の素晴らしさを知り、町の未来を担う子どもたちを育てることを目的として、各学校などの多様な体験活動を通じた「ふるさと教育（訓子府学）」を推進することとしております。

このため、幼小中、さらには高校までの連携を深めるために、各学校などで行われている体験活動を「ふるさと教育（訓子府学）」としてカリキュラムを系統化し、発達段階に応じて進めることとしております。

また、地域が一体となって学校の応援団となり、子どもたちを育てていくために、これまで培われた個人ボランティアなどの「スクールサポーター事業」と、企業や事業所などがボランティアとして本年度新たに発足した「学校応援団事業」との連携・協力を図りながら、地域の教育資源や人材を活用して、地域ぐるみで子どもたちの豊かな教育活動を展開していきたいと考えております。

次に、3点目の「中学生に海外派遣事業を行う考えはないか」についてのお尋ねがありました。

国際化が一層進展する中、青少年が国際感覚を身に付け、広い視野を持ち、自国とは異なる文化や歴史をもつ人々と共に生きる資質と能力が求められております。

青少年を海外に派遣することは、さまざまな体験をすることで国際理解と国際協調の精神を養うことができるとともに、異文化、多文化と向き合う中で、自分自身や自分の地域、自国のことを考える機会となり、豊かな国際感覚をもった人材育成が図られると考えております。

青少年の海外派遣事業を行っている先進地では、友好都市や姉妹都市交流をきっかけとして親善交流としての海外派遣事業につながっている事例が多くみられる一方で、さまざまな課題や問題などにより見直しや取りやめなどの状況もあるところです。

本町の未来を担う中学生が、広い視野と国際感覚を備えた人材となるために海外派遣事業も有効と認識しているところではありますが、さまざまな課題もあり、道内や近隣市町村の先進事例を参考にしながら調査研究を行ってまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） いくつか再質問をさせていただきたいと思います。今、教育長おっしゃったように、新しく学習指導要領が今年度から大きく変わって、生きる力とか

自ら考えて行動する力というのが求められるように変わってきたなというのは、学校での授業参観などを見ていると感じるところでありました。町では、今年度から教育大綱と社会教育中期計画が第2期ということで動きだしまして、内容を見ると体験活動の必要性を強く感じている内容になっているなというふうに思っていました。その中に年間をとおした多様なプログラムを推進するとありますけれども、この今後5年間の中でどんなことを計画しているのか、また、体験活動に関して第1期とどこら辺が変わったのかを教えてくださいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、第1期の教育大綱が終わって第2期の教育大綱にして、特に主体的な深い学びということで新学習指導要領が今年度から変わったというところでそれに合わせて本町としても、そういうアクティブラーニングと言うんですけど、子どもたちが主体的な学習に取り組む姿勢というのを育てるということで、そういうことを教育大綱にうたった訳でございます。その中で私自身も特に今、子どもたちに多くの人や社会や自然などに触れ合う機会が少なくなっている現状もある中で、やっぱりこう体験活動というのが大切であって、子どもたちのさまざまな体験をすることで思考力や表現力を高めるということでは、非常にこれから子どもたちが厳しい社会環境の中で、これから生きていく中では、いわゆる生きる力を育てていかななくてはということ言えば、そういう体験活動を発達段階に応じてですね、やるというのが大切だというふうに思っておりまして、それぞれの教育大綱ならびに社会教育計画にその辺のところを町の基本方針として入れさせていただいたところです。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） たくさんの体験を計画されていると思いますので、多くの子どもに参加してもらえるようなかたちで計画を進めてほしいなと思いました。町では竹の子クラブで主に体験活動が行われているのかなと思いますけれども、今年はコロナの影響もあって、活動も少なくなってしまうんでしょうけれども、令和元年度で見ると、町で結構面白いことをやってまして、搾乳体験に行ったりですとか、わかさぎ釣りに行ったりですとか、また青少年研修館を利用した通学合宿なんかもすごくいいなと思って見ていて、そういうのに参加した子は楽しいだけでなく、リーダー性とか協調性なんかも育てていくのにすごくいいことをしてるなというふうに思っていました。他の町はどうなのかなと思って、ちょっと調べてみたら、いいなと思ったのは、足寄町でやってました「すすめ！あしよろ冒険王」というのがありまして、小学生を対象として、団体での体験活動をやっているようでした。内容はキャンプや登山、川遊びなどの自然体験、それからものづくりですとか、防犯防災教室、これはただ話を聞くだけでなく、クイズ形式で子どもでも楽しめるようなかたちに工夫されて開催されているようでした。あとは食育を目的としたお料理教室なんかもやっているようで、年に9回行われているということでしたので、訓子府から見たらすごく多いなと思って、きっとやる方は大変なんだろうなと思ったら、地域の方のサポーターというのがいて、子どもたちへのアドバイスとか見守りというんでしょうか、安全確保をしていたり、あとサブリーダーというのがいて、中学生に子どもたちのお世話とかお手伝いをお願いしているようでした。訓子府でも以前に自然教室というのがあったというふうに聞いていたんですけども、今は竹の子クラブが主流でや

っているのかなと思いますが、竹の子クラブで何か種目を増やしたりとか、外での自然体験を増やしたりとかして、できれば月に1回とかやってもらえたら、定期的にもう習慣みたいにして参加するようになっていくんじゃないかなと思いますので、夏場はたくさんいろいろやることあると思いますけど、冬場でも令和元年に行ってたわかさぎ釣りでもいいですし、何か大きなかまくらつくって、その中でお餅つきしようよみたいなふうにしたら、きっと子どもたち喜んで集まってくるんじゃないかなと思うんですよね。そういうことをお金もそんなにかからないですし、そういう家庭でなかなかできないことを取り入れていただいて、さらに竹の子クラブを充実できないかなと思うんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、竹の子クラブの活動についてのご質問がございました。現在、教育委員会ではですね、今回の中期計画の策定にあたりまして、社会教育委員の皆さんから、策定委員となっている社会教育の皆さんから、前段さまざまな意見をいただきました。その中で、やはり子どもたちには、さまざまな体験が必要だと。最近の子どもは、いわゆる「わんぱく」をあまりしないと。少ないというような点もあって、やはり体験活動の充実をという提言もありまして、今回、中期計画にそれを重点として盛り込んだ訳でございます。

その中で竹の子クラブを中心とした、いわゆる冒険事業の実施の計画でございますが、これに当たりましてはですね、社会教育、いわゆる公民館、スポーツセンター、歴史館、そして図書館という社会教育の施設がともに連携した中で子どもたちのためにさまざまな体験を行ってもらおうということで、今年度、コロナの関係もありまして、十分ではありませんが、少しずつ取り組んでいるというものでございます。今、泉議員からも足寄町の例の話も、事例の話もございましたが、本町においても、例えばこの中でいきますと、いわゆるキャンプでいきますと防災キャンプ、今年は実施できませんでしたけれども、来年度、そのようなことでの実施、また今年度、冬にはいわゆるかまくらづくりですとか、そういったことも、冬の自然体験も盛り込んでいきたいというふうに思っておりますし、来年度に向けてはですね、さらに充実ということで、現在企画中ではございますが、今言われました川釣り、またアートの関係でいけば彫刻体験ですとか、あとプロスポーツですね、プロの技を体験する、触れるという部分での事業も展開していきたいというふうに考えております。ですので、社会教育課それぞれの施設が連携、一体となった中で子どもたちに年間を通じていろんな体験をしていただこうと現在企画中ではございますので、ご理解お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） さまざまな、今、新しい予定していることなんかを聞かせていただきましたので、楽しみなところであります。私、一つ、度々気になっていることがあるんですけども、居武士小学校の中で訓子府小学校の子どもとの交流を多くしてほしいというふうに望む声が多いんですよ、それで学校同士でも交流を年に何回かされていると思うんですけども、こういう町でのイベントや行事なんかがあつて、それにたくさんの方が参加することによって、その中での交流もすぐできる、回数があればたくさんできると思いますので、そういう意味でも回数を増やしてやってほしいなというふうに思っていたところでした。

それとよく学校でパンフレットを配られて持って帰ってくるのが常呂にあるネイパル北見、これは道立の施設かなと思いますけども、ここも年間とおして多様なプログラムを行っていて、費用も安いですし、いつも自分の子どもも参加させたいなっていうふうに思っているんですけど、やっぱり少し距離が遠いんですよね、それで送り迎えをすることを考えるとなかなか参加できないという、仕事している親なんかも特にそうだと思いますけど、なかなか参加できないでいるので、ぜひ町の中でそういうのがあったらいいなというふうに思っていました。私、冒頭に申し上げましたけども、訓子府は子育て支援の満足度がすごく高いんですよね、聞いても。結構満足しているよという人が多いんですけども、その支援はたぶん割と経済的支援のことかなというふうに思っていて、いまだに要望としてある声は週末に町で遊ぶ場所がない。できれば室内遊戯施設なんかがあればいいという声もすごく多いんですけども、それはオホーツク圏内でみたりしても、道立の大きな施設が多いので、現実的にはちょっと難しいのかなと思いますので、あんまりお金のかからないところで体験活動を増やしていくぐらいだったらできるのかなというふうに思っていましたので、引き続き、検討していただきたいなと思います。

それから、次に、二つ目のコミュニティ・スクールとの連携した体験活動のことなんですけども、学校では、先ほど答弁にもありましたように、各校で特色ある地域との共同活動というんでしょうか、されていまして、例えば、訓子府小学校では、コーンレンジャーだったり、居武士小学校では養蜂学習だったり、これは訓子府ならではの取り組みだと思うので、すごく子どもたちも喜んでますし、保護者の評価も高いところなんじゃないかなと思ってます。先日、訓子府中学校でも防災学校ということで、段ボールベットを組み立てたりとか、簡易トイレに実際に座ってみたりとかっていう、年齢に合った実地体験も行われているのもすごくいい取り組みだなと思っていました。また、さっき谷口議員の質問にもありましたけど、ふるさと教育の訓子府学ということで、中学校と高校で一緒に農業体験をするという新しい取り組みもこれからの楽しみなところだなと思っていました。これらは、やはり地域の方、スクールサポーターの方や企業や団体の方に応援してもらっている学校応援団の方の協力なしにはできないことなんだろうなというふうに思っていて、スクールサポーターってどのくらいいるのかちょっとわかんなかったんですけど、CS通信なんかでも募集しているようなので、結構な人数集まっているんだろうなとは思ってたんですけど、私は高齢者の方にたくさん参加してもらったらどうかと思っていて、高齢者でも元気でまだまだ動ける人たくさんいますし、地域とつながりたいとも思っていますし、それぞれ得意分野で活躍してもらえようようなことができないかなと思って、例えば、山菜とりとかにレク公園の裏山とかで山菜とりとかできないかなと思っていて、子どもってあんまり今の子、山菜とりなんてしたことないと思うんだけど、こういう種類のもが山にあるよっていうふうに言ったら、きっと森の中の宝探しみたいな感じですごく楽しんでやるんじゃないかなというふうに思うんですよね。それとか、ものづくり、例えば木製品なんかをのこぎりとかかなづち、あんまり使ったことがないような子が多いので、そういうのを自分で工夫しながら地域のおじいさんに教えてもらいながら作るとか、あとは普段なかなか触れ合うことのできない日本の伝統文化の体験をさせたいなと思って、例えば茶道とか華道とか、普段なかなか日常生活の中ではできないことだと思うので、そういうのも得意な人が必ず町にもいると思うので、そういう人の協力を得ながら、いろ

んな体験をさせてほしいなと思ってます。子どもたちはおじいさん、おばあさんからそういうのを教えてもらうことで敬老の思いも芽生えてくると思いますし、教える方も充実感が得られるんじゃないかなと思います。そういう本物に触れる、直接体験というんでしょうか、そういうのもやっぱりいい刺激になりますので、高齢者の方の協力者を募って、何かシリーズみたいな感じで取り入れてほしいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 前段、居小と訓小の交流事業含めた中の状況などもお話させていただきたいと思います。確かに居小と訓小の交流事業、なかなかこう複式学級というところで体験学習が一緒にやるというのは難しい状況もありますけど、今時点いろんな交流をしながらですね、やっているというところで、特に総合の学習の中での一緒に遊んだり、運動したりという学習を主にやっているところなんで、泉議員おっしゃるように、学習だけではなく、町のイベントとか、例えば少年団活動の中でもそういうとこやりながら、体験活動をやっているというのが現状ですので、それらを一緒に進めたいというふうに思っています。

それと学校にネイパル北見のパフレット来て、そういう多様な体験をしながら子どもにいろんな活動をさせたいという部分、案内はしてんだけど、實際上そういう足の確保という問題もありますので、その辺ちょっと今後、社会教育事業の中で、そういうとこを位置付けていけるのかどうかも含めてですね、検討させていただきたいというふうに思っています。

それと子育て支援の関係で、満足度、去年も子育て支援計画につくる段階で子育て世帯にアンケートをとって、多くの方が今の町の子育て支援に満足しているという回答が多かったんですけど、室内遊具のお話もありましたように、やっぱりここの地域の中での積雪寒冷地ということもあって、特に冬場の遊び場の確保というのは、今後ですね、広域的なことも考えながら、その辺のとこを検討してまいりたいというふうに思っています。

それと訓小のコーンレンジャーだとか居小の養蜂学習、それぞれ学校の中で前段お話ししたように、学校の地域と連携を深めながら、地域の方の人材を活用させていただきながら、地域の資源も活用して特色あるそれぞれの学校で体験活動は現実的には行っているようなところでございます。

そのような中で、スクールサポーターのお話があったと思いますけど、今現在ですね、令和元年度ですけど、個人登録が57名で団体登録が11団体の146名ですので、合計としては203名のスクールサポーターが登録していただいております。これはそのスクールサポートが今までの経験や知識を発揮できるような、そこを何ができるかということ登録していただいて、それで学校の授業なり、ほかの授業を含めた中で、そこは要望する側と登録された内容をマッチングさせてですね、やっているというのが今のスクールサポートの状況で、管内的にも非常にうちの町はスクールサポート事業が活発だとか、それは地域の皆さまにご協力いただいているというおかげでございます。

それと今年度、先ほどお話ししたように、事業版というか事業所版というんですかね、団体も含めて、20団体ほどの町内の企業に登録いただいて、事業所版のスクールサポーターをつかって、そこを今、体験活動を行っているような状況の中で学校の授業の支援だったり、例えば企業の視察だったり、特産品の勉強だったり、そういうとこを深めながら今

やっているというところでございます。

それで、泉議員おっしゃった、高齢者の特に支援の関係で過去にはそういう高齢者の方が日本古来のやっぱりいろんなことを知識も経験もございますので、そんなかたちでそういうスクールサポーターを使いながら教室もやったこともございますし、それらのことを含めてですね、先ほど言ったスクールサポートの中では高齢者の方も多くおられますので、それらの方の、今まで経験積んだことをこれからの子どもたちの多様な体験に活用していきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） スクールサポーターの方、個人と団体合わせて203名いるということで、すごく多いなと思ひてビックリしましたので、たくさんの方、集めるのも結構大変だったのかなと思ひますけど、小さい町だからこそ、どこのだれがどんなこと得意なのかということも案外わかってたりするし、そういうネットワークを整えることもすごく大事だと思ひるので、これからも少しずつ人材を確保しながら、たくさんの方の取り組みをしていってほしいなと思ひます。今年はずコロナがあったので、コミュニティ・スクールとしての活動もなかなかできないでいたのかなと思ひますけれども、専任のCSコーディネーターの先生も新しく配置されまして期待が高まっていますので、町には学校と地域のパイプ役というか、そういう感じの役割を果たしてほしいなと思ひました。

それから、訓子府スタイルのコミュニティ・スクールの姿というチラシがあったので見たんですけども、体験活動の支援ということで、社会奉仕の体験活動、自然体験活動、職場体験活動というふうにありましたけれども、先ほどいくつか言っていたんですけども、いろいろ計画されていると思ひますけれども、今後、コロナがいつまで続くかわからない状況の中で対策してやれることをやっていけるのかどうか、やれることもあるのかというのをちょっとお聞きしたいなと思ひます。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、コロナ禍の中の体験活動をどのように工夫してやっていったらいいのだろうかというような意味合いの質問かと思ひれます。先ほど泉議員の方からお話ありました訓子府中学校での防災教室とかですね、感染に十分注意をしながらですね、やれるものはできるだけやっていこうと。このコロナ禍の中で学校が休業になった際に、やはり子どもたち、やっぱり学校が好きだと、学校に行くのがやっぱり楽しいということで先生方からもよく聞いております。じゃあ学校行ったら勉強だけじゃつまらないし、勉強だけではやっぱり子どもの元気がなかなか生まれてこないというのも現場の声からは聞いておりますので、その中でさまざまできる限り、これは学校の現場が中心ですが、そのようなことで現場等の声も聞きながらですね、できる限りやっていくようなことで考えていきたいと思ひますので、ご理解を願ひます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 今年は学芸会もできなかつたりして、子どもたちすごく気が沈んでいるところもあると思ひるので、なるべくできることはできる範囲でやってほしいなと思ひます。

それとコミュニティ・スクールの中には家庭の教育力というのも大事だと思ひますけれども、学校や地域ばかりに頼りすぎてはいけないなと日ごろから思ひてはいるんですけ

ども、親も努力しなきゃいけないというふうに思っていて、親同士の話し合いとか学び合いの場がもっとあったらいいなと思っています。コミュニティ・スクールのことって意外と保護者によく知られていないというのが今回わかったんですけども「コミュニティ・スクール知ってる」と言ったら、「何、新しい学校なの」みたいなことを言う人もいますし、何かコミュニティ・スクールの会議とか出てる人はもちろんわかってるし、スクールサポーターなんかになっている人はすごく詳しいと思うけれども、意外と保護者がよくわかっていないなというところがあったので、保護者の意識を高めるということも必要なんじゃないかなと思ったので、そちらの方にもちょっと力を注いでほしいなと思いました。

次に、三つ目の中学校の海外派遣事業のことなんですけれども、答弁でおっしゃったように、海外の姉妹都市が訓子府町にはありませんので、交換留学はできないかなというふうに私も思っていました。けれどもグローバル化は進んで、小学校から外国語の教育が導入されましたので、時代は進んでいます。子育て中のお母さん方の声を聞いてみると、訓子府はこども園から中学校卒業まで、ずっとほぼ同じメンバーで過ごすことになりますので、友達同士の絆というのは深いけれども、なかなか広い世界を知らないというか、狭い中で成長してるのが心配だという声があります。小さいお子さんを持つお母さんじゃなくて、意外と高校生とか訓子府から出ていく時に気付くということをよく言われますので、それならちょっと広い世界を体験させたいなと思って、今回この質問をしたんですけども、道内の町村でも海外の姉妹提携がなくても学生を海外に送り出している自治体は結構多いようで、町の方でも把握されていると思いますけれども、津別町とかでは高校生をニュージーランドにホームステイというかたちで12日間、毎年5名を送っているようです。今年はコロナで行かれていないと思いますけれども、目的としては、異文化体験ということですね、他に赤井川村では中学生をオーストラリアに10日間、毎年15名を送っています。他にも道内にもたくさんありましたけれども、どこも人気があって競争率が高いようなんですよ、それで誰を行かせるかを選ぶのに苦労しているようで、例えば英検の3級とか英検準2級に受かったら、ご褒美のような感じで行かせているというところもあります。けれども、これらはどこもやはり海外の姉妹提携はないようです。なくても行けるんだなと思ったので、方法はどうしたらいいんだろうと思ったんですけど、例えばALTの町のALTの先生に情報をもらうとか、町民の中で町民OBというんでしょうか、海外につてのある方もいらっしゃると思うので、その方に頼ってみるとか、あとは民間企業でも斡旋もしていますので、方法はあるのかなというふうに思っていました。気になる費用なんですけれども、1人当たり、地域によりますけど、25万円から40万円ぐらいが相場のようなようです。これを町で全額助成しているところもあれば、半額を助成しているところもありましたので、訓子府でもできないことはないんじゃないかなと思ったんですけども、どうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 中学生の派遣事業に関する部分で、議員おっしゃるように、私も前段お話したように中学生がそういう海外を派遣しながら広い視野を持って国際感覚を持つということは、これからのグローバル社会の中でいって、やっぱり必要だというふうに思っているところでございます。議員の方からも道内の市町村の中で実施している先進事例のお話もあったように、多くは高校生を対象とした派遣事業が多く見られるところで

ございます。また、管内では湧別が行っておりまして、そこは元の上湧別町と湧別町が合併して、それぞれがニュージーランドとカナダに友好都市を結んでいた関係で今もそれぞれの町と、子どもだけの派遣じゃなくて大人も含めた派遣事業を行っているというところなんです。その中で確かに民間事業もそういうホームステイの事業もやっているところもあります。そこで先ほど私がお話したように、先進事例としては、友好都市をきっかけとしたそういうつながりを持ったというのが多くあるんですけど、一方では、やはりこういういろんな課題があって、やめたり、内容を変更しているということもあるというふうに聞いているようなところがございます。その辺の中で実際こう派遣するとしたら議員おっしゃったようにALTのつながりだとか、町民のつてだとか、さまざまありますけど、どこの圏域にするか、極端に言ったらどこの国にするかとか、例えば、あと言語圏域もありますし、英語圏にするのかフランス圏にするのかスペイン圏にするのかということもあります。そこは何を目的に持ってやるかということもありますし、それとホームステイを仮にするとした場合の受け入れ先と一方的に行くだけじゃなく、向こうからも来るという事もありますから、そこら辺の受け入れの問題だとか、そういうことも課題としてあるということと、費用負担も全額のところもありますし、半額のところもあって、議員おっしゃったような25万円から、たいていのところは旅費の分でそれぐらいの金額ですから、それ以外の費用が、倍まではちょっとかかるかどうかわかんないんですけど、それ相当の負担があるということで、先進地事例を聞くと、やはり費用負担の部分でいって、やっぱりこう経済環境によって行けるとこと行けない世帯があるということもありますので、それらも考えながら先進事例を含めてこれからの私たちの町の未来を担う子どもたちのためにどうあるべきかということ調査研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 今、友好都市、友好関係のお話がありましたので、ちょっと思い出したんですけど、昨年、町長がリトアニアに行かれたじゃないですか。それ帰ってきた時に、リトアニアのある市の方から交流の申し入れがあったかと思うんですけども、その時、国際交流のいいチャンスになるのかなって私は思ったんですけども、その後、何か動きがあったのかどうか聞いてもいいでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 去年私がちょうど10月、11月ぐらいにデンマークとリトアニアに行きました。バルト三国のリトアニアのある市長からぜひ訓子府町と交流したいと申し入れがあって、準備を進めていたのは事実です。けどこのコロナでもう本当にまいりましたという話で、実は私の頭の中では、全道で14市町村長が行ったんですけども、高校生を派遣しようと、そこから広げていこうという話をしていました。私の頭の中には訓子府高校の3年生を派遣したいと。そして将来的には高校、中学生まで広げていけたらいいなということで考えていましたけど、残念ながら今回のコロナの関係でそのまま止まっているという状況です。あらためて、手紙を秘書あてに出すかどうかということで、年内中の私の課題だなど思っているんですけども、日本大使館に山崎史郎という大使館員がおります。大使館がいますので、彼らのいるうちにですね、何とかやりたいなというふうに思っています。しかも今年はユダヤの方々にパスポートを何千通か出した杉原さんのちょうど没70年の年、没でなくて杉原さんが発行してから70年かな、その記念の年で

こうということだったんですけど、そうすると人権教育とかいろんな意味で子どもたちには参考になるなということを考えていました。残念ながらですけども、今、教育長が答弁したように、やれないことを言いだしたらもうきりが無い。だからどこの時点で決断するかどうか。それはアジア諸国なのか、あるいはヨーロッパなのか、アメリカなのかということも含めてですね、この課題はそう遠くない時期にはっきりさせなきゃならないというふうに私は思っています。今の状況、世界的なコロナの関係でいったら非常に難しい。でもね、何とかしていきたいというのが、泉議員の言うとおりに私自身の心の中にもあります。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） ありがとうございます。コロナの影響で止まっているけれども、まだ進むかもしれないという希望がちょっと見えてきたのでうれしく思います。訓子府は小学校6年生で津野町に派遣、派遣というか交換留学で行ってもらっているので、それもすごく、数名ですけども、これもいいなと思っていますし、ぜひ中学生で、やっぱり英語力を試したいなと思っている子もいると思うので、中学校2年生ぐらいの時に海外に飛び立ってほしいなというふうに思ってます。以前、北海道にはUHB少年の船というのがあったんですよね、今はなくなってしまって残念だなと思うんですけども、私、実は小学校6年生の時に少年の船に参加したんですよね。それでその時、国際的な視野は決して手に入れられなかったんですけども、船の中、ずっと船旅ですから、長い時間、同じグループのメンバーと過ごす中で、チームでいろんな課題を解決していかなければなりませんし、現地に着けば外国人とのコミュニケーションにすごく苦戦したこともありまして、ホームシックになって親のありがたみがわかったりとか、そういうことも今思えばすごく貴重な大事な体験だったなというふうに思っています。なので、こういうのは、やっぱり家庭ではどう頑張ってもできない経験ですから、ここは行政の力の見せどころなんじゃないかなというふうに思います。この町で子どもを育てたいと思われるような、目玉になるんじゃないかなというふうに思っていますので、子どもたちの豊かな人間性を育てるために、力を発揮してほしいなというふうに思っていますので、前向きに検討していただけないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに小学校6年生が姉妹町である津野町へ行って、行って帰ってきた子どもの表情なり、いろんな感想を聞くと、やはり家庭から離れて多くの向こうの人たちと交流したり、違う文化や歴史に触れながら、子どもたちが成長してるというのは本当にうかがえる状況でございます。議員おっしゃるように、中学生のそういう志を持って英語力を高めていく中であれば海外派遣事業というのは重要だと思っていますので、町と連携を深めながら、その辺のどこを子どもたちの豊かな教育をどう支援していくかということを検討してまいりたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 訓子府は、教育のまち訓子府というふうにならなっていますので、子育て世代は期待しているんだと思います。期待しているんです。なので、この海外派遣というのは、やっぱりインパクトのある事業になると思いますので、ぜひ将来に向けていい方向で考えていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 教育の町訓子府、海外研修そのものは非常にインパクトがあるのではないのかと。先ほど教育長が言った課題というのは、もう山積みですけども、しかしやっぱりそこを乗り越えていく、そういう時期が実はもう来ているのではないのかなというふうに思います。できるだけ実現する努力をですね、これは議会のご理解もいただかなきゃ、相当な予算も投入しなければいけないということもありますので、教育委員会、またあるいは各学校の協力を得ながらですね、具体化に向けての検討をですね、これから始めていかなきゃいけないと思っていますので、もうちょっと時間いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 2番、泉愉美君の質問が終わりました。

ここで午後3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、5番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 5番、河端です。通告書に従いまして、コロナ禍における生活困窮世帯へのさらなる支援の考えについて、町長に伺います。

コロナが収束の目途がつかないまま、第3波が押し寄せてきて、さまざまな活動の自粛や規制が続いていて先の見えない閉塞感が漂っています。

これから続く長く厳しい冬を迎えて、多くの人々が不安な日々を過ごしています。

国からの1人10万円の特別定額給付金などがありました。長引くコロナ禍対策として、低所得世帯やひとり親世帯などの生活困窮世帯へのさらなる支援をする考えはありますか。

1、コロナ禍で収入減となっている世帯の把握はできていますか。公営住宅などの家賃の減免措置などの考えはありますか。

2、冬の厳冬期に向けて低所得者世帯やひとり親世帯などを対象にした福祉灯油施策をする考えはありますか。

3、近隣市町村でもコロナが発生しており、ひたひたとコロナが忍び寄ってきている不安を日々感じます。もし本町で発生した時の対応マニュアルはできていますか。町民の相談窓口はどこになりますか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「コロナ禍における生活困窮世帯へのさらなる支援の考え」につきまして3点のお尋ねをいただきました。

まず1点目の「コロナ禍で収入減となっている世帯の把握はできていますか。公営住宅などの家賃の減免措置などの考えはありますか」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響は、私たちの生活様式などを一変させ、さまざまな分

野に影響が出ていることは間違いないと思われます。

このことから、横断的な情報共有と対策が求められることから町内における新型コロナウイルス感染症による影響などを把握するために、現場に精通する係長を中心としたワーキンググループを設置し、現状の把握や課題等につきまして情報交換や協議を行ってまいりました。

収入減少の理由はさまざまであることから、新型コロナウイルス感染症の影響に限定して把握することは難しいところでございますが、収入の減少に関連する情報交換の中では、国民健康保険税につきましては、例年は減免申請がないところ、現時点では10件の申請がある一方で、税の徴収状況の悪化や徴収猶予の相談はないことが報告されています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が原因で収入が減少したことで、公営住宅の家賃や水道料金の延滞相談、学校給食費の納付相談があったことも現時点ではないことが報告されていますが、今後におきましても担当間で連携を図りながら、国民健康保険税の減免申請や公営住宅の家賃の延滞などの相談があった場合は、各種減免制度に基づき町民に寄り添った対応をしてまいりたいと思っております。

2点目に「厳冬期に向けて、低所得者世帯やひとり親世帯などを対象にした福祉灯油施策をする考えはありますか」とのお尋ねがございました。

福祉灯油につきましては、平成19年度から始まり、直近では平成30年度に実施しておりますが、これまで灯油の高騰に合わせて実施してきた経過があります。平成26年以降はおおむね1リットル当たり100円を超えることを目安としており、12月1日現在の価格は1リットル当たり78円と8月以降、同単価で推移し、灯油が高騰しているとは言える状況ではないと考えております。

したがって、現段階では福祉灯油の実施の予定はありませんが、今後も灯油価格に注視しながら対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

3点目に「近隣市町村でもコロナが発生しており、ひたひたとコロナが忍び寄ってきている不安を日々感じます。もし本町で発生した時の対応マニュアルはできていますか。町民の相談窓口はどこになりますか」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、北海道では10月28日にステージ2に、11月7日にはステージ3に入り、11月17日には札幌市内をステージ4相当に指定し、札幌市内の飲食店の営業時間短縮のほか、不要不急の往来の自粛など特別措置法に基づく規制が強化されました。

感染状況は札幌市内にはとどまらず、旭川市、釧路市、帯広市などでのクラスターの発生のほか、道内全域で感染が拡大しております。

本町では、国の緊急事態宣言を受け「訓子府町新型コロナウイルス感染症特別対策本部」を設置し、民生、経済、教育、総務対策班を設け、町内での発生に備えた対策、町内発生時の危機および健康被害の対策のほか、関係機関との連絡調整の準備体制にあります。

また、発熱や咳などの症状のある人の相談体制につきましては、これまでの保健所が一括して相談を受け、検査、入院等の判断を行っていましたが、11月からはかかりつけ医や近くの病院などの医療機関に電話で相談する体制となっております。

新型コロナウイルス感染症の情報は北海道が一元的に管理し、個人情報秘匿など自治

体には北海道が公表する情報以上のものは提供されない実態のほか、感染された方への不当な扱いや差別誹謗中傷等心ない言動や行動があることも事実であります。

いずれにしましても、町内での発生状況によっては、北海道と連携し、町民の不安を解消できるよう努めてまいります。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 今、お答えいただきまして、現在はまだ個人でコロナによる収入減で生活が大変な家庭はないとか、そういう相談もないということなので、これから出てくるようなこともあると、出てくるのは実際これからだと思いますので、今さまざまな対策もとられて、施策もとられておりますが、そういうことがありましたら状況を判断して、目配りした施策を出してほしいと思います。事業所や各種業種には国からの給付金、助成金、補助金などの返済不要な制度がありますが、個人はなかなかそういう制度もありませんので、これから状況によりますが、そういうことも視野に入れて進めてほしいと思います。

福祉灯油のことですが、これは平成19年、灯油の高騰により、所得の少ない高齢者などに、この時は道が事業費の半額助成というかたちではじめて導入されました。その時は1件9千円で、対象約450件、400万円の事業費で行われました。24年から26年は、その時は灯油の基準価格が90円という話があったので、90円を超えたので行われました。その時は専決で扶助費で行われましたが、この制度に対する要綱はあるんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 福祉灯油の要綱があるかどうかというお話でした。これにつきましては、毎回、福祉灯油を実施するにあたって全員協議会の方で説明をさせていただきまして、補正での対応をしてくているところです。その時点で要綱を毎回作成をしております、そして実施にあっているという状況でございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 平成29年の12月議会の時、西山議員の質問に対して、その時は基準額90円だけど、この時は80円台なので検討の考えはないと答えておりました。基準額って、先ほど100円というお話がありましたが、この基準額というのは、今は100円ということですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 確かに29年当時、基準額は90円ということで説明をさせていただいておりますが、その後、物価等も上昇しておりますので、内部での基準としては単価を100円として現在は考えておりますけれども、灯油だけではなくて、電気料だとか、そういったことも踏まえて実施に当たっておりますので、一つの目安だということですので、これにこだわっているということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 灯油の価格だけでなく、今いろいろな町で冬を安心して過ごして

もらうために福祉灯油という名目でいろいろな事業を継続されている町があります。その内容は、例えば上川町でしたら灯油100リットル券、東神楽町だったら200リットルの引換券、これは毎年実施しております。他にもニセコ町、寿都町、浦河町、福祉灯油という名目ですが、現物支給だったり、灯油引換券だったり、現金だったり、いろいろな対応はありますが、冬の厳冬期を乗り切るために低所得者、在宅で暮らしている方の冬期間の生活安定策として行っている自治体も多いと思いますが、訓子府では灯油の価格に関係なく、このような制度をつくる考えはありませんか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 現在のところは全道的に今年は福祉灯油の対象になるといいますか、道の方からそういった調査もきいたりしますので、そういったところで状況に合わせて、灯油等の高騰によって実施したいと考えているところです。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 今現在は確かに1リッター当たり79円でしたが、令和元年の1月から3月は91円、4月から12月94円、今年の1月は99円と季節的に、今は79円ですけど、冬に向かって上がったりします。これで価格100円という設定でなくて、冬期間、灯油は必ず必要なものですし、価格関係なくこの制度をできないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 今のところは、そのような考えは考えておりませんが、今後そういった流れといえますか、皆さんのそういう要望が強いということであれば、今後に向けて検討するという事は可能かと思っております。また、今年については、新型コロナ感染症の影響もございますので、そういった意味では、福祉保健課サイドだけではなくて、全庁的に検討が必要かと思っております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 今コロナで高齢者の方たちも外出を控えたり、いろいろなことで生活に不安を抱えておりますし、ぜひその制度を今年だけというのではなくて、毎年この時期に制度化してやっていただけたらと思います。町長いかがですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 管内ではですね、私の記憶では、小清水が条例化して毎年一定の金額、高い金額になりませんが助成したり、雄武町では、ジャンパーとかですね、そういったものを給付しているとかという事例は私の記憶の中ではありますが、だいたい全部の市町村は灯油の関係で言うと価格の動向を見ながら、それぞれが、一番最初5千円だったと記憶しているんですけど、最近でいくと1万円、それは5千円というよりも、やっぱりある程度金額をきちんと出した方がいいんじゃないかということもあって1万円を説明をさせていただいて、実際には支給したという経緯がございます。今その点でいくと、河端議員が言うように、灯油の価格に関らずですね、出した方がいいんじゃないのか。コロナ関係で言うとさまざまな施策をぶっつけてきているところですけども、あらためて、例えば今、国が片親世帯とかですね、いろんな今施策を補正の中でやろうとしていますので、これらをにらみながらですね、それに上乘せする。あるいは、ちょっとこれ現実的にできるかどうかわかりませんが、そういった、俗に言う低所得者世帯の実態を把握するよ

うなですね、調査を含めてですね、実施しながら、今後の、年明けてからになりますけれども、支援策をさらに具体的につめていきたいというのが、私どもが今、検討している中身でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） ぜひ制度化してやっていただきたいと思います。冬になったら、もう必要、灯油はたかないでは冬越せませんし、そういう意味で冬を乗り切るために低所得者とかそういう方には毎年、制度化して対応していただきたいと思えます。町長の方からこれからのいろいろ対策を考えるということなので、それに期待しております。

今コロナの発生した時の窓口、いろいろお話ありましたが、今、実際、何かありますとうわさが流れたりして、いろんなことが情報がきちんと伝わらないことがあります。それでも、あってはいけないんですが、訓子府でも発生したりした時は具体的に、保健所からの連絡だとか、いろんなことがどういうふうになって、それに対して町の対応というのは、どういうふうになるのか伺います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今コロナの発生時の、町内での発生時の連絡体制どうなっているかということでございます。一答目でもご答弁しましたけども、情報については、保健所が一元的に握っております。町内発生者については、発生した場合については、町長のところへ振興局長から連絡が入る。これは公の電話ではなくてホットラインというか、携帯電話の方に入る。それと保健所からは福祉保健課長のところに連絡が入る。ただし、本人の個人情報の関係は、これも保健所でお持ちですので、本人が、要するに名前を伏せる、年齢を伏せる、そういった部分については、保健所については、町長に対しても、その旨の報告しかないということでございます。一応今の段階ではそういうような状況で進んでおります。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） かかるのも大変ですし、その風評というんですか、その被害というの、かなり大変なものがあると思えますので、今考えられるような中で町民が不利益を被らないような、いろいろな不都合がないような対応をお願いしたいと思えます。

今コロナの影響で新年交礼会とか出初式、あらゆる行事が中止になったりしてはいますが、今、成人式を控えて道外から来たりする人たちがおりますけど、例えば、よその町で言いましたら、PCR検査をしてするとか、夏、お盆にするとか、中止するとか、いろんな市町村があると思えますが、今の時点でどのようにお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 河端議員、今のやつは通告書には入ってないんですけど、どうでしょうか。

○5番（河端芳恵君） この件につきましては、次にもコロナ関連で質問されている方がいらっしゃいますので、そちらにお任せいたしまして、私の質問はこれで終わります。

○議長（須河 徹君） 5番、河端芳恵君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時24分